



こんなお困りごと ありませんか？

成年後見制度のこと

- ・制度について詳しく知りたい
- ・利用したいが手続きがよくわからない

将来のこと

- ・障がいをもつ子どもの将来が心配
- ・身寄りがないので今後の生活が不安

財産のこと

- ・物忘れでお金の管理が不安
- ・悪質な訪問販売にだまされないか心配

契約のこと

- ・認知症などにより介護サービスの契約や手続きをしたいが難しい



知って安心

成年後見制度



成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利や財産を守るための制度です。

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう成年後見制度についての相談や利用のお手伝いをします。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ・ご相談はこちらへ
袖ヶ浦市社会福祉協議会

相談は無料です。

(袖ヶ浦市社会福祉センター内)

相談窓口 (権利擁護係)

電話 **0438-63-3891**

FAX 0438-63-8777

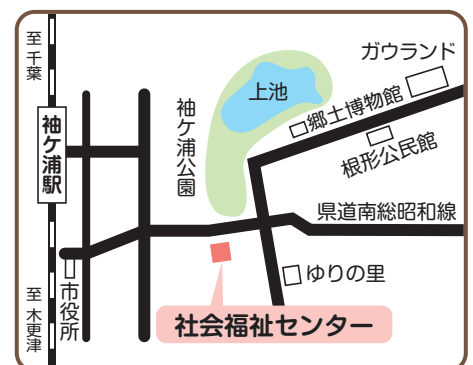
E-mail sodeshakyo-kouken@basil.ocn.ne.jp

受付時間

8:30~17:15

(土日・祝日・年末年始はお休み)

住所 〒299-0256 袖ヶ浦市飯富1604 電話(代表) 0438-63-3888



袖ヶ浦市社会福祉協議会は

袖ヶ浦市から「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」の委託を受け、市と連携し「**成年後見制度の地域連携ネットワークの中核機関**」として、成年後見制度を多くの方に知っていただくため様々な取り組みを行っています。



相談・手続き支援

- ・電話・来所等で成年後見制度やその利用に関する相談をお受けします。
- ・成年後見等の申立に関わる相談及び支援を行います。

※来所相談の場合は事前にご連絡いただくと待ち時間が少なくスムーズです。



広報・周知活動

- ・成年後見制度に関する講演会の開催、ちらしの配布など、市民の皆様や関係機関の方々に広く情報発信します。



地域連携ネットワークの推進

- ・福祉や法律、医療等の専門職と連携し、成年後見制度を必要な方が、必要な支援を受けられるよう、地域連携づくりを推進します。

権利擁護支援定例会議
権利擁護推進会議



市民後見人の養成・活動支援

- ・地域の身近な立場で支援する市民後見人の養成講座を実施し、その後の活動を支援します。

市民後見人養成講座の開催
市民後見そでがうらの運営
後見活動のサポート



社会福祉協議会が行っている

権利擁護事業

日常生活自立支援事業

福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理などを行います。

法人後見事業

家庭裁判所の審判により、袖ヶ浦市社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任します。



成年後見制度に関して、お近くの相談窓口でも相談することができます。

袖ヶ浦市役所

- ・高齢者支援課
昭和・根形地区
地域包括支援センター(市役所内)
電話 0438-62-3225
- 長浦地区
地域包括支援ながうらサブセンター
電話 0438-64-2100
- 平岡・中川富岡地区
地域包括支援ひらかわサブセンター
電話 0438-75-3344
- ・障がい者支援課 電話 0438-62-3187
- ・地域福祉課 電話 0438-62-3159